

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号 17

許認可等の内容		用途規制の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第48条
審査基準	関係条項	建築基準法第68条の3第3項、第8項、第9項
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	通達（自動車車庫に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に基づく許可の運用について H2. 11. 26住街発第147号）等
	設定等年月日	平成18年7月13日設定（平成24年2月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成24年2月10日設定（ 年 月 日最終変更）